

現行

○横浜市下水道条例施行規則(抜粋)

(排水設備の計画の確認の申請書等)

第8条 条例第4条（条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書は、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（第5号様式）とし、正副2部提出しなければならない。

- 2 第5条第3項の規定は、条例第4条の規定により申請書を提出する場合に準用する。ただし、水質試験表は、省略することができる。
- 3 市長は、条例第4条の確認をしたときは、第1項の申請書の副本に所要の事項を記載したものを作成し、申請者に交付するものとする。